

## 日新電機グループ人権方針

日新電機グループは、社会と産業の基盤を支える企業活動を通じて、環境と調和し活力ある社会の実現に貢献することを企業理念としています。この実現に向けた全ての役員・社員の行動の規範である「日新電機グループ企業行動憲章」には「人権の尊重と公正な企業活動」を明記しており、人権と国際ルールや各国の法令・文化を遵守・尊重し、誠実かつ公正な企業活動を行うことを定めています。

日新電機グループは、今後もグローバル社会とともに発展していくにあたり、自らの全ての事業活動が、人権尊重を前提に成り立っているものでなければならないと認識しています。人権尊重の取り組みをグループ全体で推進し、その責務を果たす努力をしていきます。

### 1. 位置づけ

日新電機グループは、世界の全ての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」(世界人権宣言と国際人権規約)、労働における基本的権利(結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除)を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基に、「日新電機グループ人権方針」(以下、本方針という)を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。また本方針は、「日新電機グループ企業行動憲章」に基づき、人権尊重の取り組みを約束するものです。

### 2. 適用範囲

本方針は、日新電機グループの全ての役員・社員に適用します。また、日新電機グループは、自らの事業活動に関係する全てのビジネスパートナーに対しても、本方針の遵守を求めます。

### 3. 人権尊重の責任

日新電機グループは、自らの事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たすことを誓います。ビジネスパートナーやその他の関係者において人権への負の影響が引き起こされている場合には、これらのパートナーに対しても、人権を尊重し、侵害しないよう求めていきます。

#### ① 人権デューディリジェンス

日新電機グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の実行を通じて、人権尊重の責任を果たすため、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施していきます。人権デューディリジェンスには、潜在的または実際の人権への負の影響を特定・評価し、そのリスクを防止または軽減するための措置を講じることが含まれます。

#### ② 救済

日新電機グループが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

③ 教育

日新電機グループは、全ての役員・社員に対し、適切な教育を行います。

④ 適用法令の遵守

日新電機グループは、事業活動を行うそれぞれの地域において、その国の国内法および規制を遵守いたします。また、国際的に認められた人権と各国法の間には矛盾がある場合においては、日新電機グループは、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。

⑤ 対話・協議

日新電機グループは、本方針の一連の取り組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、ステークホルダーと対話と協議を、誠意をもって行います。

⑥ 情報開示

日新電機グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについての進捗状況をウェブサイトや報告書を通じて開示します。

制定日 2022年12月27日

松下 芳弘